

令和 5 年度愛媛地方最低賃金審議会
 第 3 回愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
 最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和 5 年 10 月 23 日 (月) 午後 1 時 25 分 ~ 午後 3 時 56 分		
場所	松山若草合同庁舎共用大会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3 名	定数 3 名
	労働者代表委員	出席 3 名	定数 3 名
	使用者代表委員	出席 3 名	定数 3 名
主要議題	1 金額審議 2 その他		
<p>議事要旨</p> <p>本会議は 公開・非公開</p> <p>1 金額審議</p> <p>労側委員からは、優秀な人材の確保、他県との格差解消等の意見が表明され、前回と同じ金額提示がなされた。</p> <p>使側委員からは、現在の消費者物価指数を考慮した上で、前回から歩み寄った金額提示がなされた。</p> <p>しかしながら、労使各側の意見の一致には至らなかったため、双方からの一任により、愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を 1 時間 997 円、引上げ額 34 円とする公益案を提示し、採決した結果、全会一致で可決された。</p> <p>よって、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用し、愛媛地方最低賃金審議会会長から愛媛労働局長あて、愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について答申した。</p> <p>この結果について専門部会報告を作成し、第 5 回本審で会長あて報告を行うことを確認した。</p> <p>2 その他</p> <p>今後の審議日程について、事務局から説明を行った。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>			